

電力安全分野における
最近の規制合理化への取組み

(網掛けは、実施済みのもの)

課題項目	具体的内容（閣議決定等）	措置時期 又は期限（閣議決定等で 求められている期限）	対応状況の内容
＜太陽電池発電設備＞			
太陽電池発電設備の 一般用電気工作物の 範囲拡大	太陽電池発電設備に関して、電気主任技術者選任や保安規程届出の義務などが必要ない一般用電気工作物の範囲を、20kW 未満から 50kW 未満まで拡大。	平成 23 年 6 月措置済。	平成 23 年 6 月省令改正し、公布・施行。
太陽光発電設備に係る 工事計画届出・審査等 の手續きの緩和	500kW 以上の太陽光発電設備に求められる工事計画届出及び使用前安全管理審査の不要範囲を 2000kW まで拡大。	平成 24 年 6 月措置済。	平成 24 年 6 月省令改正し、公布・施行。
電気主任技術者の不 選任承認範囲の拡大	太陽電池発電設備に係る電気主任技術者の不選任承認範囲について、2,000kW 未満への引き上げ可能性について検討し、技術動向や安全性の状況を踏まえて見直しを行う。	平成 24 年度結論、平成 25 年上期までに必要に応じ措置	第 2 回電力安全小委員会（3/19）で審議。 → 太陽電池のみならず、風力、水力及び火力（燃料電池を除く。）発電設備について、不選任承認範囲を 2,000kW 未満へ引き上げることで、委員の了承を得た。太陽電池発電設備については、リスクに応じた点検頻度とすることとなった。 今後、省令等改正予定。
太陽光発電設備にお ける電気主任技術者 の兼任要件の緩和	電気主任技術者の兼任承認において、常時勤務する事業場と兼任事業場が親子会社又は同一の親会社を持つ会社でなければなら ないという要件について、太陽光発電設備を設置する兼任事業場 が当該電気主任技術者が常時勤務する事業場と同一敷地内にある 場合、又は太陽光発電設備を設置する兼任事業場が当該電気主任 技術者が既に兼任している事業場と同一敷地内にある場合には不 要とする。	平成 25 年上期結論、結論 を得次第措置	第 2 回電力安全小委員会（3/19）で審議。 → 太陽電池発電設備のみならず、全ての発電設備に関し、同一敷 地内において資本関係がない異なる設置者の複数設備に係る電気主 任技術者の兼任について、設置者間で協定等を結ぶこと等を条件に 認めることで、委員の了承を得た。 今後、内規改正予定。
＜水力発電設備＞			
水力発電設備の一般 要電気工作物の範囲 拡大	水力発電設備に関して、電気主任技術者選任や保安規程届出の義務などが必要ない一般用電気工作物の範囲について、従来の「10kW 未満」から「20kW 未満かつ最大使用水量 1m³/s かつダムを伴わないもの」に拡大。	平成 23 年 3 月措置済。	平成 23 年 3 月省令改正し、公布・施行。
ダム水路主任技術者 及び工事計画届出等 の不要範囲の拡大	ダム水路主任技術者及び工事計画届出等の不要範囲について、従来の「10kW 未満」から「200kW 未満かつ最大使用水量 1m³/s かつダムを伴わないもの」に拡大。	平成 23 年 3 月措置済。	平成 23 年 3 月省令改正し、公布・施行。

ダム水路主任技術者の外部選任の可能化	ダム水路主任技術者について、電気主任技術者と同様に、外部派遣労働者等から選任できるように、内規改正を行った。	平成 24 年 3 月措置済。	平成 24 年 3 月内規改正し、公表・施行。
ダム水路主任技術者の資格要件の見直し	小水力発電設備に係る保安規制について、一般電気工作物及び事業用電気工作物に関する基準の緩和に向けて、安全性の検証及び事業者からのデータ等の収集等を行い、結論を得る。	平成 24 年検討。結論を得られ次第措置	第 2 回電力安全小委員会（3/19）で審議。 → 前回規制緩和時点より特段の状況変化がないことや事業者からデータの提供がないことから、当面規制の見直しを行う必要がないということで、委員の了承を得た。 ただし、今後事業者等から必要なデータ提供があった場合その他の状況の変化があった場合は、検討することとする。
ダム水路主任技術者の許可選任範囲の見直し	ダム水路主任技術者免状の交付を受けていない者を主任技術者として選任することができる制度（許可選任）の対象範囲について、事業者の意見を踏まえ、安全性の確証が得られ次第、発電出力区分の上限値について見直しを行う。	平成 24 年検討開始。結論を得られ次第措置	第 2 回電力安全小委員会（3/19）で審議。 → 前回規制緩和時点より特段の状況変化がないことや事業者からデータの提供がないことから、当面規制の見直しを行う必要がないということで、委員の了承を得た。
＜火力発電設備・地熱発電設備・バイナリー発電設備＞			
地熱バイナリー発電（温泉発電）に関するボイラー・タービン主任技術者の選任範囲等の見直し	地熱バイナリー発電（温泉発電）に関するボイラー・タービン主任技術者の不要範囲及び工事計画届出等の不要範囲を拡大。	地熱バイナリー発電については、平成 24 年度 4 月措置済。	バイナリー発電については、平成 24 年 4 月省令及び告示改正し、公布・施行。さらに、緩和措置を受けることができる範囲を拡大するよう、平成 24 年 7 月にも告示改正し、公布・施行。
フラッシュタイプ地熱発電等に関するボイラー・タービン主任技術者の選任範囲等の見直し	フラッシュタイプ等の地熱発電についても、ボイラー・タービン主任技術者の不要範囲の拡大を必要に応じて検討する。	平成 24 年度結論、必要に応じて速やかに措置。	第 2 回電力安全小委員会（3/19）で審議。 → 検討に必要なデータや 100℃以上の高温温泉の所在が確認できなかったことなどから、現時点で規制の見直しを行うことはできないということで、委員の了承を得た。 ただし、引き続きデータ等の確認を行い、必要なデータが得られた場合は、検討することとする。
ボイラー・タービン主任技術者の外部選任の可能化	ボイラー・タービン主任技術者について、電気主任技術者と同様に、外部派遣労働者等から選任することを可能にした。	平成 24 年 3 月措置済。	平成 24 年 3 月内規改正し、公表・施行。
ボイラー・タービン主任技術者の許可選任制度の許可要件緩和	ボイラー・タービン主任技術者の許可選任制度について、より小型の設備については学歴・資格等の要件を緩和。	平成 24 年 3 月措置済。	平成 24 年 3 月内規改正し、公表・施行。
家庭用燃料電池の技術基準に関する規制緩和	家庭用燃料電池の技術基準につき、事業者の意見を踏まえ、安全性に係る技術的確認が得られ次第、見直しを行う。	平成 24 年度検討開始。結論を得られ次第措置	第 1 回電力安全小委員会（H.24 12/4）で審議し、了承を得た。 現在、省令等の改正案をパブリックコメント中で、平成 25 年 4 月目処で省令等改正を公布・施行予定。

ガスタービン取替えにおける工事計画の事前届出が必要な出力の緩和	ガスタービンの取替工事について、出力 1 万 kW 未満のものと 5 万 kW 未満程度のものについて、爆発や破片の外部への飛散等の設備損壊時のリスクが同等程度と評価できるか、又全て同一設計になっているのかといった点につき、事業者の意見を踏まえ、安全性に係る技術的確認が得られ次第、見直しを行う。	平成 24 年度検討開始。結論を得られ次第措置	第 2 回電力安全小委員会（3/19）で審議。 → ガスタービンの取替工事について、出力 1 万 kW 未満のものと 5 万 kW 未満程度のものについてリスクは同等程度とは言えないこと、事故実績を考慮すると工事計画届出及び使用前自主検査が必要であることなどから、規制の見直しを行うことは妥当ではないということで、委員の了承を得た。
火力発電設備に関する海外規格の使用	火力発電設備に関し、E N規格（欧）（やA S M E規格（米））適合品について、国内における技術基準適合性を確認する。	（自主対応中）	委託事業（平成 24 年度から開始）において、E N規格などの海外規格を電事法の技術基準に取り込むことができるか検討中。平成 25 年度も引き続き検討予定。
＜風力発電設備＞			
洋上風力発電に関する諸規制について整理・検討	洋上風力発電に関する制度環境を整備すべく、建築基準法、電気事業法その他の関係法令上の取扱い等、諸規制の適用のあり方について整理・検討する。	平成 23 年度中に検討開始。 一部平成 24 年 7 月措置済。	平成 23 年度、技術的面について検討開始。今年度も引き続き調査をしている。第 2 回電力安全小委員会（3/19）で経過報告。 また、浮体式洋上風力発電については、船舶安全法を適用する方針が国土交通省で決定されたこと等を受け、「発電用風力設備の技術基準の解釈」の改正を平成 24 年 7 月に行った。
風力発電の導入促進に係る建築基準法の基準の見直し（構造審査の一本化）	風力発電設備（洋上風力発電設備を含む）に関する審査について、建築基準法上の審査基準と電気事業法上の電気工作物に求められる技術基準の内容を整理した上で、太陽電池発電設備と同様に電気事業法上の審査に一本化することについて検討し、結論を得る。 なお、審査の一本化の検討に際しては、「規制・制度改革に係る対処方針」（平成22年 6 月18日閣議決定） 1．③再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し（風力発電の導入促進に係る建築基準法の基準の見直し）に基づき、建築基準法における評価基準の妥当性に関する検討結果を踏まえた整理を行う。	平成24年度検討・結論、結論を得次第措置	第 2 回電力安全小委員会（3/19）で審議。 → 風力発電設備の審査を建築基準法及び電気事業法から電気事業法に一本化することで、委員の了承を得た。 今後、審査マニュアルの作成や法令改正等を経て、遅くとも平成 26 年 4 月から一本化開始。
＜環境アセスメント＞			
風力発電に係る環境影響評価の迅速化	風力発電に係る環境影響評価について、事業者には煩雑かつ過重な手続を要求しないよう、評価項目の絞り込みや経済産業省が行う各審査段階の審査事務に係る標準処理期間をそれぞれ 1 か月以内に短縮するなど、手続を簡素化・迅速化。	平成 24 年度 10 月及び 11 月措置済。	風力発電設備がアセス対象に追加されることに伴う省令改正に評価項目の絞り込みを盛り込み、平成 24 年 7 月公布、10 月施行。 審査期間の短縮化については、運用改善により実現していく予定。なお、経済産業省及び環境省間で連絡会議を設け、風力発電所等に係る環境影響評価の期間短縮及び簡素化について検討し、中間報告として公表したところ（平成 24 年 11 月）。これにより、全体で 150 日程度確保されている国の審査期間を 45 日程度に短縮することを目指すこととし、取組可能なものについて順次適用する。

火力発電所リプレースメントに係る環境影響評価の迅速化	火力発電所リプレースメントについては、土地改変等を行わないため環境に与える影響が限定的であると考えられることから、環境影響評価の手法の合理化及び期間の短縮を図る。	平成 24 年度 11 月措置済。	経済産業省及び環境省間で連絡会議を設け、火力発電所リプレースメントの定義の明確化並びに環境影響評価の期間短縮及び簡素化について検討し、中間報告として公表したところ（平成 24 年 11 月）。これにより、全体で 150 日程度確保されている国の審査期間を 45 日程度に短縮することを目指すこととし、取組可能なものについて順次適用する。
＜その他＞			
電気自動車等の屋内連携に関する技術基準の見直し	電気自動車・燃料電池車・プラグインハイブリッド車を電源として屋内配線に連携することについて、ケーブル等の技術基準の見直し。	平成 24 年 6 月措置済。	平成 24 年 6 月通達改正し、公表・施行。
電気自動車等の屋内連携に関する基準の整理	燃料電池車及びプラグインハイブリッド車の原動機部分を稼働させたまま屋内連系する際に、当該原動機部分が電気工作物となるのか、また電気工作物になる場合には、技術基準を満たしているのか等を明確にする。	（自主対応中）	プラグインハイブリッド車の原動機については、道路運送車両法に適合していれば電気事業法の技術基準にも概ね該当していることが確認された。ただし、使用の際の換気に懸念があるため、使用の際には換気を行うよう、事業者及び国から注意喚起等を行う予定。 燃料電池車については、（屋内連系の商用化を検討しているメーカーが今のところないこともあり）自動車業界と引き続き検討予定。
バンク逆潮流の制限緩和	再エネ発電設備の系統連系可能量をアップさせるため、配電用変圧器の逆潮流制限の緩和を検討する。	（自主対応中）	第 2 回電力安全小委員会（3/19）で審議。 → バンク逆潮流の制限を緩和することで、委員の了承を得た。 現在、技術基準の解釈の改正案についてパブリックコメント中で、夏頃までに公表・施行予定。
外部委託制度における電気管理技術者及び保安業務従事者の実務経験年数の検討	外部委託制度における承認要件である電気管理技術者及び保安業務従事者の実務経験年数について、設備規模等に応じた適切な年数とすることを検討する。	（自主対応中）	第 2 回電力安全小委員会（3/19）で経過報告。 平成 25 年度内に検討予定。
第一種電気工事士定期講習制度の見直し	第一種電気工事士定期講習制度の実施主体について、事業仕分けにおける指摘を踏まえ、複数者が行えるよう制度改正。	平成 24 年 6 月措置済。	平成 24 年 6 月省令改正し、公布・施行。5 つの団体・企業を指定済（平成 24 年 3 月 19 日現在）であり、新制度の開始は平成 25 年度より。
マンション高圧一括受電サービスの普及に向けた点検頻度見直し	高圧一括受電するマンション等における住居部分の点検頻度を、低圧受電の一般住居と同等と扱うよう措置。	平成 24 年 3 月措置済。	平成 24 年 3 月内規改正し、公表・施行。
電力システム改革の電力安全分野への影響について	小売全面自由化、発送電分離などの電力システム改革が電力安全分野に与える影響について検討し、改革に伴う適切な保安規制のあり方を検討する。	（自主対応中）	第 2 回電力安全小委員会（3/19）で経過報告。
PCB 特措法と電気関係報告規則における届出事項の整合化	電気工作物に PCB（ポリ塩化ビフェニル）が含有されていた場合に国に報告させる規定について、PCB 特措法と整合化を図るよう、PCB 含有の裾切り値を導入。	平成 24 年 9 月措置済。	平成 24 年 9 月内規改正し、公表・施行。

（ご参考）内閣府規制改革会議第 3 回（平成 25 年 2 月 25 日）において、6 月までに取り組む規制改革の項目として挙げられているもの

【最優先案件】

＜環境アセスメント＞

○石炭火力発電に対する環境アセスメントの緩和

【ワーキング・グループ案件】

＜再エネ全般＞

○変電所のバンク逆潮流制限の緩和措置（上述）

＜バイナリー発電＞

○バイナリー発電設備に係るボイラー・タービン主任技術者の選任及び工事計画届出等の不要化範囲の見直し